

令和2年度 第1回 函館市高齢者計画策定推進委員会 会議概要

■ 日 時

令和2年8月11日（火） 18時30分～20時00分

■ 場 所

市役所本庁舎8階大会議室

■ 議 事

- (1) 高齢者計画策定推進委員会の設置について
- (2) 正副会長の選任について
- (3) 第9次函館市高齢者保健福祉計画・第8期函館市介護保険事業計画の策定について

■ 配付資料

- ・資料1 函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱
- ・資料2 計画策定にあたって
- ・資料3 介護保険法等の改正内容
- ・資料4 介護保険制度改正の全体像
- ・資料5 計画策定の概要
- ・資料6 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催スケジュール（予定）

■ 出席委員（13名）

朝倉委員，池田委員，岩井委員，内山委員，大槻委員，川上委員，北村委員，小杉委員，齋藤委員，富樫委員，所委員，能川委員，山田委員

■ 欠席委員（2名）

恩村委員，村岡委員

■ 傍 聴 0名

■ 報道機関 1社

■ 事務局職員

保健福祉部

大泉部長，本吉次長

地域包括ケア推進課 小棚木課長，高橋課長，相澤主査，古口技師，蝦名主事

介護保険課 工藤課長

高齢福祉課 黒田課長

■ 会議録（要旨）

相澤主査（地域包括ケア推進課 企画・管理担当）

開催にあたり保健福祉部長の大泉から、ご挨拶申し上げます。

（大泉部長 挨拶）

次に委員の皆様と、事務局の職員を紹介させていただきます。

（委員と職員を順に紹介）

相澤主査（地域包括ケア推進課 企画・管理担当）

（資料1「函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱」に基づき説明）

委員会設置要綱第4条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっているが、どうか。

事務局案としては、長年、福祉教育に取り組まれている函館大妻高等学校校長の池田委員にお願いしたいが、いかがか。

（異議なし）

異議がないようなので、会長は池田委員に決定する。

池田委員には、会長席へお移りいただき、一言ご挨拶を頂戴したい。

（池田会長挨拶）

続いて、委員会設置要綱第4条第3項の規定により、副会長は会長が指名することとなっているので、会長から氏名をお願いしたい。

池田会長

それでは、地域福祉の推進に深く関わっておられる、函館市社会福祉協議会会長の大槻委員にお願いしたいと思うがどうか。

（異議なし）

相澤主査（地域包括ケア推進課 企画・管理担当）

ご指名があったので、副会長を大槻委員に決定する。

大槻委員には、副会長席へお移りいただき、一言ご挨拶を頂戴したい。

(大槻副会長挨拶)

これからの委員会の議事進行については、会長を議長として進めていただくことを願いたい。

池田会長

それでは議事の3の(3)、第9次函館市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について、事務局から説明願いたい。

相澤主査(地域包括ケア推進課 企画・管理担当)

(資料2「計画策定にあたって」、資料3「介護保険法等の改正内容」に基づき説明)

※説明要旨

- ・ この度の介護保険法の改正は、本年6月に公布された、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、社会福祉法や老人福祉法などの改正と一体的に行われている。
- ・ 当該法律による改正の概要としては、資料3のとおり、大きく5点である。

池田会長

ただいまの説明に対し、何か質問はあるか。

私から。資料3の法改正内容の4つ目、介護福祉士の国家試験の義務付けに係る経過措置延長だが、私は絶対反対だった。これは介護福祉士が国家資格であるにも関わらず、不合格だった人にも施設で5年間働いたら介護福祉士の資格を与えるというものである。

(私は)国家資格だからやっぱり試験に合格して初めて、介護福祉士になることができるのだと思う。高校の場合は皆、国家試験を受けて80%から90%近くは合格する。落ちた人は次の年に受ければいいのではないかと思う。

経過措置の理由はここに書いているが、一つは介護人材の不足。もう一つは外国人労働者。外国人労働者の合格者が非常に少ない。でも今は外国人労働者がいないと日本の介護はやっていけない。だから現実としては、介護人材の確保をするために、やむを得ないということで5年間の延長となった。令和8年もまた今と同じことを繰り返すのかと、非常に不安である。

齋藤委員、老人福祉施設でもそうでは。

齋藤委員

はい。私自身も当時のヘルパー2級を取って実務経験を3年。その後、ようやく合格して介護福祉士取得というのが経験上あったものだから、やっぱり落ちたのに放っておいても国家資格をもらえるというのが…古い考えなのかもしれないが、どうなのかというのがある。

ヘルパー2級や初任者研修など全く資格を持ってない状態で、ヘルパー以外は介護職とすることができる。例えば、サービス業を経験してきた人が、次の日(介護事業所に就業した日)から介護職とすることが可能である。

ゼロからスタートして3年の実務と受験のために勉強した知識を合わせてようやくプロフェッショナルになるのかなと思っているので、逆にほとんど勉強しなくても（資格を）貰えるのなら、しなくてもいいやとならないか、心配である。

池田会長

全然勉強しないで国家試験を受けたら落ちました。でも特別養護老人ホームで5年働けば介護福祉士になる。こんな変な話はない。普通の介護福祉士の信用を落としているということになる。そういったことでこれから注視していかなければならないと思っている。

他に質問はあるか。

能川委員

各委員の方々の意見を反映し策定する計画だが、その後の成果に関する分析は委員会の中で行うことになっているのか、お聞かせ願いたい。

相澤主査（地域包括ケア推進課 企画・管理担当）

現在の計画から成果指標というものを設けているが、その目標値に対する結果を確認し、目標値に至らなかったのあれば、なぜ達成できなかったのかということを考えていくことになる。

それを踏まえて、次の計画にどう反映していくかという方策も含め、皆様にご意見を伺っていくということになる。現計画の進捗の確認は、第3回の委員会で行う予定である。

能川委員

わかりました。

池田会長

他に質問はあるか。

私の方から1点、資料2の3ページの調査、「介護人材の確保定着に関する実態調査」について。

いわゆる定着率を調べる際に、3年定着率、5年定着率を調べるのが大事である。5年を越えるとだいたい定着率が上がってくる。また、正職員の定着率と臨時職員の定着率を調べる必要があると思う。

これらを念頭に置きながら調査をしてくれば、より精度の高いものができると思う。

また、生産年齢人口についてだが、大正何年かの第1回国勢調査のときに、この生産年齢人口が15歳からと出てくる。ずっとこれを基にしてやってきているので、今変えるというのはおかしな話だが、今は90%以上が高校へ進学して18歳から働くという中で、生産年齢人口の年齢というものをどこかで変えなければならない時期に来ているのかなと感じている。

他に質問はあるか。では次の説明をお願いしたい。

相澤主査（地域包括ケア推進課 企画・管理担当）

（資料4「介護保険制度改正の全体像」、資料5「計画策定の概要」、資料6「函館市高齢者計画策定推進委員会の開催スケジュール（予定）」に基づき説明）

※説明要旨

- ・ 前述の法改正に基づく、国における介護保険制度の改正内容が資料4である。
- ・ これまでの3年に1度の制度改正では、医療と介護の連携や、認知症施策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の実施など、地域支援事業の大きな改正が図られ、自治体で必須となる事業が増えてきたところだが、この度の制度改正では新たに自治体に義務付けられる事業は無い。このため、既存の事業フレームの中で、どれだけ効果的・効率的に施策を展開していくかがポイントになる。
- ・ 基本指針案については、まだ国において確定していないものの、基本的に資料4の内容から大きく変わることは無いため、これを意識した施策を考えていくこととなる。

池田会長

今の説明について、質問や意見はあるか。

（特に無し）

それでは、これで終了したいと思います。

相澤主査（地域包括ケア推進課 企画・管理担当）

池田会長、ありがとうございました。それでは以上をもって、令和2年度第1回目の委員会を終了する。